

相続税に関する 基本的なこと

相続税の計算の概要

税理士 | 松坂 光明

はじめに

相続という出来事は、長い人生の中で何度も経験するようなことではなく、一般的になじみが薄いものです。また、相続に関係する法律には民法や相続税法があり、財産評価についても専門的な知識が必要とされます。

ところが、次の参考資料にあるように、平成27年（1月1日）以降の相続に係る相続税について、基礎控除（課税される遺産の最低ライン）の引下げ等の改正が行われたことにより、相続税とは無縁と思っていた方々にも課税の心配がされるようになってきています。

〔参考〕課税対象者の増加

国税庁の「平成27年分の相続税の申告状況について」（平成28年12月発表）によれば、平成27年中に亡くなられた方（被相続人数）は約129万人（平成26年約127万人）、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は約10万3千人（平成26年約5万6千人）で、課税割合は8.0%（平成26年4.4%）となっており、前年に比して約1.8倍に増加しました。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後の相続発生数（亡くなる人の数）は20年以上にわたって増加傾向にあることから、相続税の課税対象者はますます増えていくものと予想されます。

そこで本連載では、相続税に関する基本的な事項を説明していきたいと思えます。

1 相続税の概要

相続税は、個人（法人の場合は、後述Q1でご説明します。）が被相続人（亡くなった人のこと）の財産を相続・遺贈や、相続時精算課税に係る贈与によって取得した場合に、その取得した財産に課される税金のことをいいます（相法1の3、21の15、21の16）。

要するに、（個）人の死亡により財産が（個人へ）移転する機会に、その財産に対して課される税金のことです。

(1) 「相続」とは

相続は人の死亡によって開始します。そして、相続開始の時から、被相続人の財産に関する一切の権利義務（一身専属権^(※1)を除く。）を、相続人が包括的に承継します^(※2)（民法

896）。

※1 一身専属権とは、例えば身元保証人の地位や離婚請求権など、その人にしか行使できない権利のことをいいます。

※2 承継されるものは、所有権、債権・債務、形成権（予約完結権など、意思表示をすることで形成される権利）などの具体的な権利義務のほか、契約申込を受けた地位などの財産に関する法的地位も承継されます。

(2) 「相続人」とは

民法では、「相続人」の範囲と順位について次のとおり定めています。

イ 被相続人の配偶者は、常に相続人となります（民法890）。

（注）配偶者とは、婚姻の届出をした夫又は妻をいい、内縁関係にある人は含まれません。

参考

相法1の3、2、3、12
13、15、18②、19
21の15
21の16
66①④
民法727、809、887
889、890、896
900、901、985
法22②
所法9十六
国税庁「平成27年分の相続税の申告状況について」(平成28年12月発表)